

補助内容

今回、新たな事業として、初期投資額が高額な主穀・施設園芸・果樹経営の就農支援として、明日の農業担い手育成塾に 農業法人研修コースを新設し、研修生を受け入れる農業法人に研修用農場の環境を整備するため、機械の導入や農業施設 の改修を支援します。研修する農地が遊休農地であった場合は、整備費用を補助します。

区分(*1)	内容	補助率
1 研修支援	主穀・施設園芸・果樹の研修を行う農業法人等に対し、 研修で使用する種苗費や栽培管理支援システム利用料等 の補助や指導謝金の助成をします。	種苗費等費用: 3/4以内(*5) 指導謝金:10万円/月
2 研修用農場の環境支援	研修を行うために必要な機械(*2)の導入及び 施設の改修(*3)経費の補助をします。	3/4 以内(*5) (上限 750 万円)
3 研修用農地の整備支援	農地利用状況調査において遊休農地と判定された 農地を <mark>研修用農地(*4)</mark> として使用する場合、その 整備費を補助します。	100 千円/ 10 a

- *1 1から3は併用可能です。
- *2 原則、農業法人の持つ機械を用いること(新たに整備が必要な場合には県が整備費を補助)
- *3 地域の遊休施設等を活用し、研修生用施設として確保すること(改修等が必要な場合には県が整備費を補助)
- *4 研修生用の農地を確保すること
- *5 補助残(法人負担分)やメンテナンス費用は、研修費用として研修生から徴収可能

事業の流れ



1 申請

2 補助

3 研修生受入

4 2年間の研修後

4 独立就農 *

要件は 裏面へ

事業の詳細については、必ず県HPを確認してください

研修機関の登録要件

- おおむね年間を通じて農業を営む事業体(原則、農業法人)であり、 かつ主な経営類型が主穀、施設園芸、果樹であること。
- 明日の農業担い手育成塾として長期的に研修生を受け入れる意向を有すること。
- 研修生に対し的確な指導ができる指導者(当該農業法人の役員、又は従業員)の配置や 研修用として利用可能な機械・施設が整備されている又は整備計画が示されていること。

農業法人等の事業実施要件

- 研修生が単独で耕作し、独立後は研修生の経営耕地として権利を移転する予定の 研修用農地を市町村や農地中間管理機構等関係機関と連携し、確保すること。
- 本事業で導入等した機械及び施設は研修終了後もしくは法定耐用年数経過後、速やかに 独立就農した研修生へ譲渡すること。
- 研修期間中は研修生を傷害保険等に加入させること。研修生と雇用契約を締結する場合は、研修生を労災保険又は雇用保険に加入させること。
- 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に掲載すること。

導入する機械・施設の要件

- 機械(中古の場合は耐用年数2年以上)を導入する場合には、事業費50万円以上とし、 購入又はリースにより行うこと。
- 機械については、原則として、運搬用トラックやパソコン等農業経営の用途以外の用途 に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- 施設については、既存施設を改修・移設等して活用すること。

研修生の要件

- 選考審査において、将来、埼玉県内に独立就農すると見込まれた者であること
- 原則として、研修先の農業法人等の代表者の3親等以内の親族ではないこと
 - ※ 本事業では研修生の年齢要件は設けていませんが、国の新規就農者育成総合対策 (就農準備資金、雇用就農資金)を併用する場合は研修生に年齢要件があるので注意してください。

事業に関する問合せ先

- 農業支援課若しくはお近くの農林振興センター農業支援部にお問い合わせください。
 - 農業支援課(新規参入支援担当) < 048-830-4052
 - さいたま農林振興センター
 - 川越農林振興センター
 - 東松山農林振興センター
 - 秩父農振振興センター
 - 本庄農林振興センター
 - 大里農林振興センター
 - 加須農林振興センター
 - 春日部農林振興センター

- **%** 048-822-1007
- **%** 049-242-1804
- **%** 0493-23-8582
- © 0494-25-1310
- **&** 0495-22-3116
- & 048-526-2210
- & 0480-61-3911
- **%** 048-737-6311



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち